

<サービス利用料金(1日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

平成 27年 4月 支援法改定内容
重要事項添付資料(たいようの里)

機能訓練サービス	6,410円
食事に係る自己負担額	昼食 200円 (食事提供体制加算該当者)

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

(注) 上記金額に専門的な支援に係る利用料が加算されます

■初期加算	30単位
■食事提供加算	30単位
■福祉専門職員配置等加算	15単位
■欠席時対応加算	94単位
■送迎加算1	27単位
■リハビリ加算	20単位
■福祉・介護職員処遇改善加算	5%